

岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出し、又は受理された日をいう。
- (3) 住宅取得費用 次のいずれかに該当する住宅を取得する際に要した費用をいう。
 - ア 婚姻を機に新たに取得した住宅
 - イ 婚姻日より前に取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内の住宅
- (4) 住宅賃借費用 婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、夫婦の双方又は一方が勤務する事業所から住宅賃借費用に係る手当が支給されているときは、当該手当分に相当する額を除く。
- (5) リフォーム費用 次のいずれかに該当する住宅の機能の維持又は効用を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。
 - ア 婚姻を機にリフォームした住宅
 - イ 婚姻日より前にリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内の住宅
- (6) 引越し費用 婚姻を機に市内への引越しの際に引越し業者又は運送業者に支払った

費用をいう。

- (7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。
 - (8) 継続補助世帯 申請年度の前年度にこの要綱に基づく補助金の交付を受け、かつ、交付された額が補助金の交付の限度額（以下「限度額」という。）に達しなかった世帯であって、申請年度に補助金の交付を受けようとする世帯をいう。
 - (9) 資格認定世帯 申請年度に交付申請を行うことが困難で、現に交付申請を行っていない世帯であって、申請年度の翌年度に補助金の交付を受けようとする世帯をいう。
- （補助金の対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯であって次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（直近の所得証明書をもとに夫婦の合計所得金額を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、世帯の所得から貸与型奨学金の1年間の返済額を控除した金額が500万円未満であること。
- (3) 対象となる住宅が市内にあること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、第6条の規定による補助金の交付を申請するときに、婚姻を機に購入し、又は賃借した住宅に居住していること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく結婚新生活支援事業補助金の交付（他の自治体を実施するものを含む。）を受けていないこと。ただし、継続補助世帯はこの限りでない。
- (7) 過去に岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和元年岡谷市告示第11号）、岡谷市空き家バンク移住・田舎暮らし応援事業補助金等交付要綱（令和3年岡谷市告示第53号）、岡谷市若者移住者住まいの支援事業補助金交付要綱（令和5年岡谷市告示第50号）等に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 市税等の滞納がないこと。
- (9) 岡谷市暴力団排除条例（平成24年岡谷市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(10) こども家庭庁及び本市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(資格認定世帯の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする資格認定世帯は、岡谷市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号。以下「資格認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
- (2) 夫婦双方の直近の所得証明書
- (3) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- (4) 夫婦双方の直近の市税等の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、岡谷市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書（様式第2号。以下「資格認定通知書」という。）により通知するものとする。

(補助金の対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助金の対象経費、補助率及び限度額は、次のとおりとする。

補助金の対象経費	補助率	限度額
次に掲げる経費のうち、申請年度に支払いを行った合計額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1)住宅取得費用 (2)住宅賃借費用 (3)リフォーム費用 (4)引越し費用	10分の10	30万円。ただし、婚姻日における夫婦の年齢が共に29歳以下の場合、60万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯に係る補助金の限度額は、前項の表に規定する限度額から前年度に交付された補助金の額を除いた額とする。

(補助金の交付申請及び決定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、継続補助世帯及び資格認定通知書の通知を受けた資格認定世帯は、第1号及び第2号の書類の提出を省略する

ことができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書
 - (2) 夫婦双方の直近の所得証明書
 - (3) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
 - (4) 夫婦双方の直近の市税等の納税証明書
 - (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合に限る。）
 - (6) 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅取得の場合に限る。）
 - (7) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅賃借の場合に限る。）
 - (8) 住宅手当支給証明書（様式第4号）（住宅賃借の場合に限る。）
 - (9) リフォームの工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し（リフォームの場合に限る。）
 - (10) 引越しに係る費用の領収書の写し（引越し費用が発生した場合に限る。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び確定し（以下「交付決定等」という。）、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号。以下「決定等通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 申請者は、決定等通知書を受領したときは、速やかに岡谷市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定等に係る条件に違反したとき。
 - (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定等を取り消した場合において、補助金が既に交付さ

れているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を命ずることができ
る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(新婚世帯の特例)

2 令和6年度の申請に限り、第2条第1号中「4月1日」とあるのは「前年度の1月1日」
とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。